

第1章 計画改定の背景

第1節 これまでの経緯（図1-1-1）

本市では、1998（平成10）年3月に環境施策を総合的かつ計画的に展開するため「岐阜市環境基本計画（平成10～19年度）」を初めて策定するとともに、2002（平成14）年9月には、『環境と調和する、人にやさしい都市岐阜』を将来都市像として目指した「環境都市宣言」を行いました。更に、2006（平成18）年9月、環境の保全及び創出に係る基本理念、基本原則等を定めた「岐阜市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定するなど、市民、環境保全団体、事業者及び行政が協働して、様々な取り組みを進めてきました（表1-1-1）。

2008（平成20）年12月、環境基本条例の基本原則に掲げる環境教育、情報共有、役割分担をキーワードに、環境基本条例に基づく計画として、第2次となる「岐阜市環境基本計画（平成20～24年度）」に改定するとともに、2011（平成23）年には、分野別個別計画として「岐阜市地球温暖化対策実行計画」「ごみ減量・資源化指針2011」を策定し、取り組みを推進してきました（表1-1-2）。

更に、2013（平成25）年5月には、自然環境の保全、地球環境の保全、ごみの減量・資源化の3つを重点施策に位置付けた第3次となる「岐阜市環境基本計画（平成25～29年度）」に改定し、総合的な環境施策を進めてきました。

そして、重点施策を着実に推進していくため、2016（平成28）年3月には「岐阜市生物多様性プラン」を策定し、2017（平成29）年3月には「岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「ごみ減量・資源化指針」へそれぞれ改定を行い、分野別個別計画に基づき様々な取り組みを推進しているところです。

「環境都市宣言」

自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山。豊富で清浄な水をたたえ、1300年の鶴飼の伝統が今も続く清流長良川。岐阜には先人たちが大切に守り育て、受け継いできたかけがえのない自然があります。

こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、さらによりよいものとして次代に引き継がなければなりません。

いま、自然の持つ復元力を超え、地球規模での広がりを見せる汚染や環境破壊が問題とされています。求められるのは、一人ひとりの日常生活や社会経済活動が、環境へ負の要因となっていることを認識し、環境に対して負荷の少ない、健全で持続可能な社会を構築するための積極的な行動です。

そこで、私たちは

- 1 自然との共生、共存をはかり、快適環境を創出します。
- 1 循環型社会をめざした、事業活動や市民生活を構築します。
- 1 地域の環境づくりに、自ら積極的に取り組みます。

これらを基本に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造を目指します。

今後も、市民、企業、行政が一体となって、地球環境の保全と、心やすらぐ都市環境を目指して、まちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言します。

平成14年9月8日

岐阜市

表1-1-1 環境基本条例の概要

基本理念（第3条）

- ① 社会、経済及び文化の発展と、環境の保全及び創出を両立
- ② 人と自然が共生する社会において市民が恵まれた環境を享受できるようにし、さらに次の世代へ引き継ぐ
- ③ 循環型社会の実現
- ④ すべてのものが環境への負荷を低減することについて、まず自分でできることを積極的に行って、更に協働して効果的な対策を行う

基本原則（第4条）

- ① 環境教育優先の原則（まず理解してから取り組む）
- ② 情報共有の原則（みんなで情報を共有）
- ③ 役割分担の原則（適切な役割分担と適正かつ公平な費用分担）

役割分担（第5～8条）

市民、事業者、環境保全団体の役割、市の責務

表 1-1-2 分野別個別計画

自然環境の保全、地球環境の保全、ごみの減量・資源化の各分野の取り組みを推進するために策定した計画

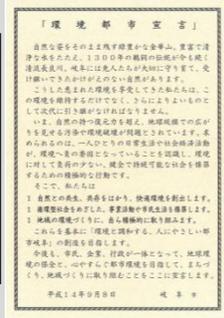
分野	自然環境の保全	2016（平成28）年3月策定	<p>「岐阜市生物多様性プラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき将来の姿「多様な生きものと“あたりまえ”に暮らすまち」 ・「3つの基本方針」と「8つの取組」を設定
	地球環境の保全	2011（平成23）年3月策定	<p>「岐阜市地球温暖化対策実行計画 ー低炭素都市へのレボリューションー」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来都市像「持続可能で快適な低炭素都市・ぎふ」 ・「5つのレボリューション」と「7つの重点施策」を設定
		2017（平成29）年3月改定	<p>「岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来都市像は継承 ・「5つのレボリューション」は継承しつつ、重点施策を1つ追加し「8つの重点施策」を設定
	ごみの減量・資源化	2011（平成23）年11月策定	<p>「ごみ減量・資源化指針2011」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3つの基本方針」と「6つの基本施策」、「5つの作戦」を設定
		2017（平成29）年3月改定	<p>「ごみ減量・資源化指針」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針、基本施策は継承しつつ、作戦を1つ追加し「6つの作戦」を設定

岐阜市環境基本計画改定の経緯



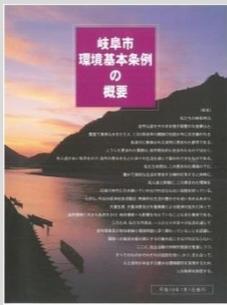
●1998
(平成10)年

○岐阜市環境基本計画（平成10～19年度）策定
環境施策を総合的かつ計画的に展開するため、初めて策定した計画



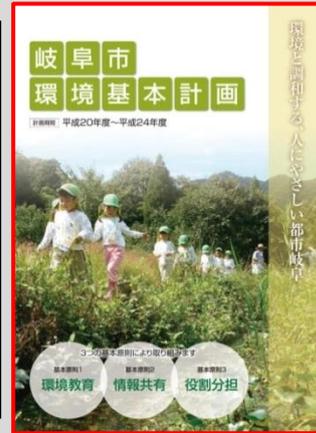
○環境都市宣言
目指すべき環境都市像
「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」

●2002
(平成14)年



●2006
(平成18)年

●2008
(平成20)年



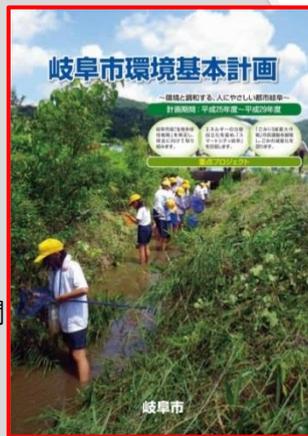
○岐阜市環境基本計画（平成20～24年度）改定
環境基本条例に基づく計画。環境教育、情報共有、役割分担がキーワード

○岐阜市環境基本条例制定
環境の保全及び創出に係る基本理念、基本原則、役割分担を規定

●2011
(平成23)年



○岐阜市地球温暖化対策実行計画策定
○ごみ減量・資源化指針2011策定
地球環境の保全、ごみ減量・資源化に関する分野別個別計画



●2013
(平成25)年

○岐阜市環境基本計画（平成25～29年度）改定
「自然環境の保全」
「地球環境の保全」
「ごみの減量・資源化」を重点施策に設定



●2016
(平成28)年

●2017
(平成29)年

○岐阜市生物多様性プラン策定
自然環境の保全に関する分野別個別計画
○岐阜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定
○ごみ減量・資源化指針改定

第1部 計画の基本的事項

図 1-1-1 岐阜市環境基本計画改定の経緯

第2節 取り巻く背景

国・県の取り組み

国においては、『人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会』を目指すとした「第4次環境基本計画^{*}」を2012（平成24）年4月に閣議決定しました。「地球温暖化対策」「自然の保全・活用といきものとの共生」「資源循環の実現と安全・安心の確保」を重点施策に掲げ、循環共生型社会の構築に取り組んでいます。

※現在、国において、これまでの累次の環境基本計画において提示されてきた原則や理念を維持した第5次環境基本計画の策定作業を進めています。

また、県では、「岐阜県環境基本条例」に基づき、2016（平成28）年3月に「第5次岐阜県環境基本計画」を策定し、『～新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり～』の基本理念の下、5つの基本方針（『清流の国ぎふ』を未来につなぐ人づくり」「地球温暖化を防止する」「資源が循環される社会を築く」「ふるさとの自然を守り共生する」「安全で健やかな生活環境で暮らす」）に基づく取り組みを推進しています。

世界の動向

一方、世界に目を向けると、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、気候変動や持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取り組み）、生態系の保全等、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、開発途上国だけでなく先進国も含めて、様々な課題を2030年に向けて解決する強い意志が共有されました（図1-1-2）。



図1-1-2 17の持続可能な開発目標（SDGs）〔資料：国連広報センター〕

また、2015（平成27）年12月に開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、世界各国が協調して、産業革命前からの世界平均気温上昇を2℃未満に抑えるという目標を掲げ、全世界で地球温暖化対策に取り組むための「パリ協定」が採択され、2016（平成28）年11月に発効しています。

第3節 これまでの取り組みの成果

環境意識

2016（平成28）年度に行った「市民意識調査」によると、93.6%の市民が、本市が「金華山や長良川などの自然の豊かなまち」だと感じている一方で、本市の将来都市像として、「おおよそ10年後、岐阜市がどのような都市になってほしいと思いますか。（3つまで選択）」という設問では、「水と緑に包まれた自然豊かな都市」という回答に関して、2011（平成23）年度の調査では48.8%であったものが、2016（平成28）年度の調査では18.5%に減少しています（図1-1-3及び図1-1-4）。

これは、本市が自然（水と緑）が豊かなまちであるという意識が浸透し、これをあたりまえに感じている現れだと考えられます。

Q. 金華山や長良川などの自然の豊かなまちだと思いますか。

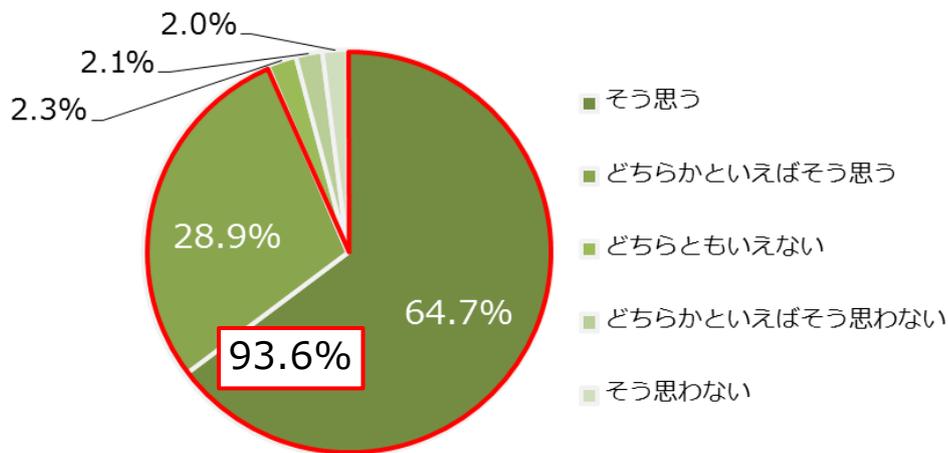


図 1-1-3 市民意識調査の結果①

Q. おおよそ10年後、岐阜市がどのような都市になってほしいと思いますか。（3つまで選択）

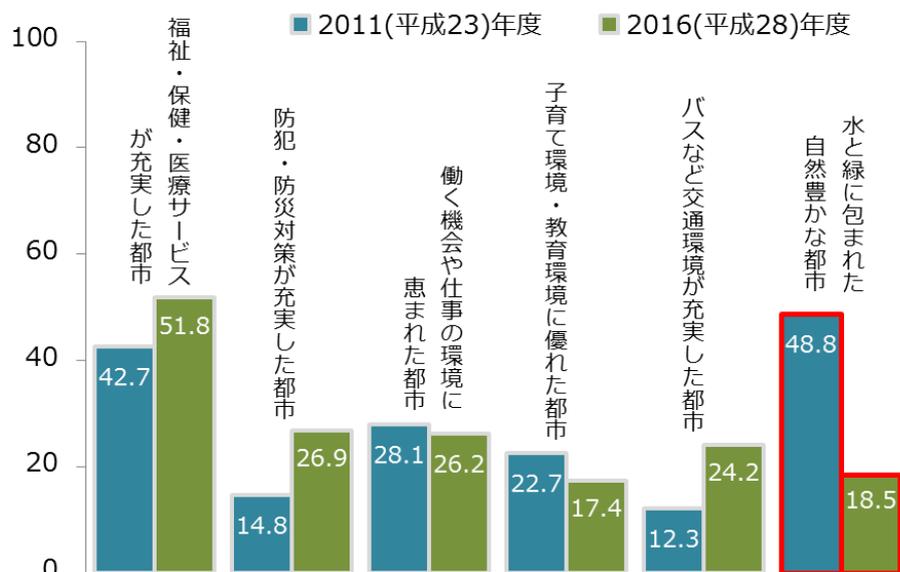


図 1-1-4 市民意識調査の結果②

環境に関する取り組み

また、「電気などの省エネに取り組んでいますか」という設問では、64.8%の市民が「取り組んでいる」又は「どちらかといえば取り組んでいる」と回答しており、また、「リサイクルなどのごみの減量に取り組んでいますか」という設問では、69.8%の市民が「取り組んでいる」又は「どちらかといえば取り組んでいる」と回答しています。これらから、既に、多くの市民が電気などの省エネやリサイクルなど身近にできる環境に関する取り組みを実践していることが分かります（図1-1-5及び図1-1-6）。

Q. 電気などの省エネに取り組んでいますか。

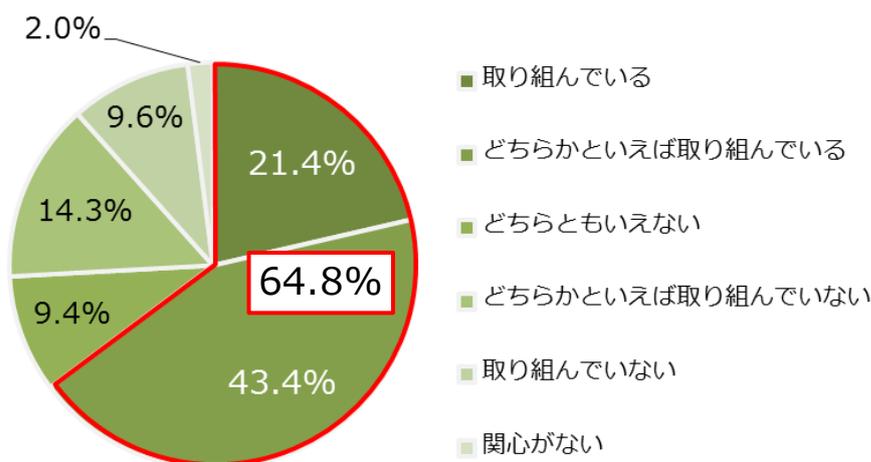


図 1-1-5 市民意識調査の結果③

Q. リサイクルなどのごみの減量に取り組んでいますか。

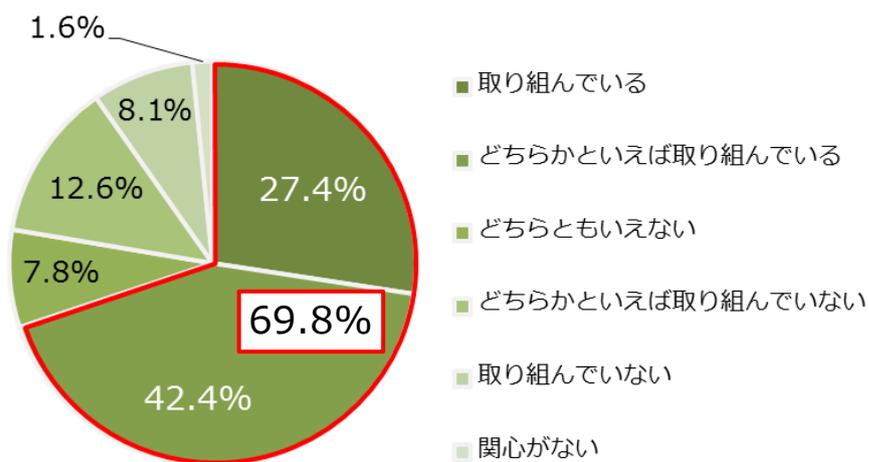


図 1-1-6 市民意識調査の結果④

第4節 今後の課題

自然環境の保全

ほとんどの市民が、本市は自然豊かなまちであると感じており、生物多様性の恵みを受けて生活しています。一方で、「岐阜市まるごと環境フェア」の来場者を対象に行ったアンケート調査では、半数以上の人々が「生物多様性」という言葉の意味を「知らない」と回答しています。また、市内には、5,400種もの多様な生きものが生息・生育している一方、465種もの生きものが「岐阜市版レッドリスト」に掲載されている状況にあることも含め、生物多様性についての理解を促進する必要があります。

地球環境の保全

多くの市民が電気などの省エネやリサイクルなど手軽にできる身近な環境に関する取り組みを既実践しており、環境意識は高いことが伺えますが、本市の温室効果ガス排出量の推移を見ると、産業や運輸部門で削減されたことにより、市全体としては減少傾向にあるものの、家庭からの排出量は増加しているのが現状です。事業者だけでなく、市民、行政など全ての主体が当事者として連携した取り組みを推進する必要があります。

ごみの減量・資源化

ごみ焼却量をピーク時から1/3以上削減することを目標として、資源分別回収などのリサイクルを含むごみ減量・資源化に取り組んできましたが、中間目標には達しませんでした。一層のごみ減量・資源化を進めるために、ごみの発生抑制やリサイクル率向上に市全体で取り組む必要があります。

岐阜市環境審議会からの評価

「岐阜市環境審議会（以下「環境審議会」という。）」において「省エネやごみ減量に取り組む意識は高いが、関連する指標の達成率は低い。原因を分析し、施策に活かす必要がある。」「東日本大震災以降、市民の環境意識は一定水準を保っているが、行動に繋がっていないため、教育と意識啓発の見直しが必要である。」といった評価を受けています。

課題

- 顕在化した課題を解決するためには、市民が目の前にある環境問題を正しく理解し、主体的な行動をすることが不可欠です。これらを実践するため、環境教育や市民運動を推進する必要があります。
- 環境審議会において「基本目標の達成率についても評価すべき」という評価を受けていることから、基本目標を適正に評価できる仕組みを構築する必要があります。

第2章 計画の位置づけ

岐阜市環境基本計画は、環境基本条例に掲げる基本理念及び基本原則のもと、同条例第9条の規定に基づき、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。また、市政の総合的・計画的な運営指針である「岐阜市総合計画基本構想（以下「総合計画基本構想」という。）」の方針に沿うことはもとより、関連計画、国及び県の環境基本計画と整合・連携を図りながら、環境に係る分野別個別計画における施策の方向性を示すものです（図1-2-1）。

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」第8条に規定された、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」を兼ねるものです。

【岐阜市環境基本条例】

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮
- (2) 環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項

【環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）】

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

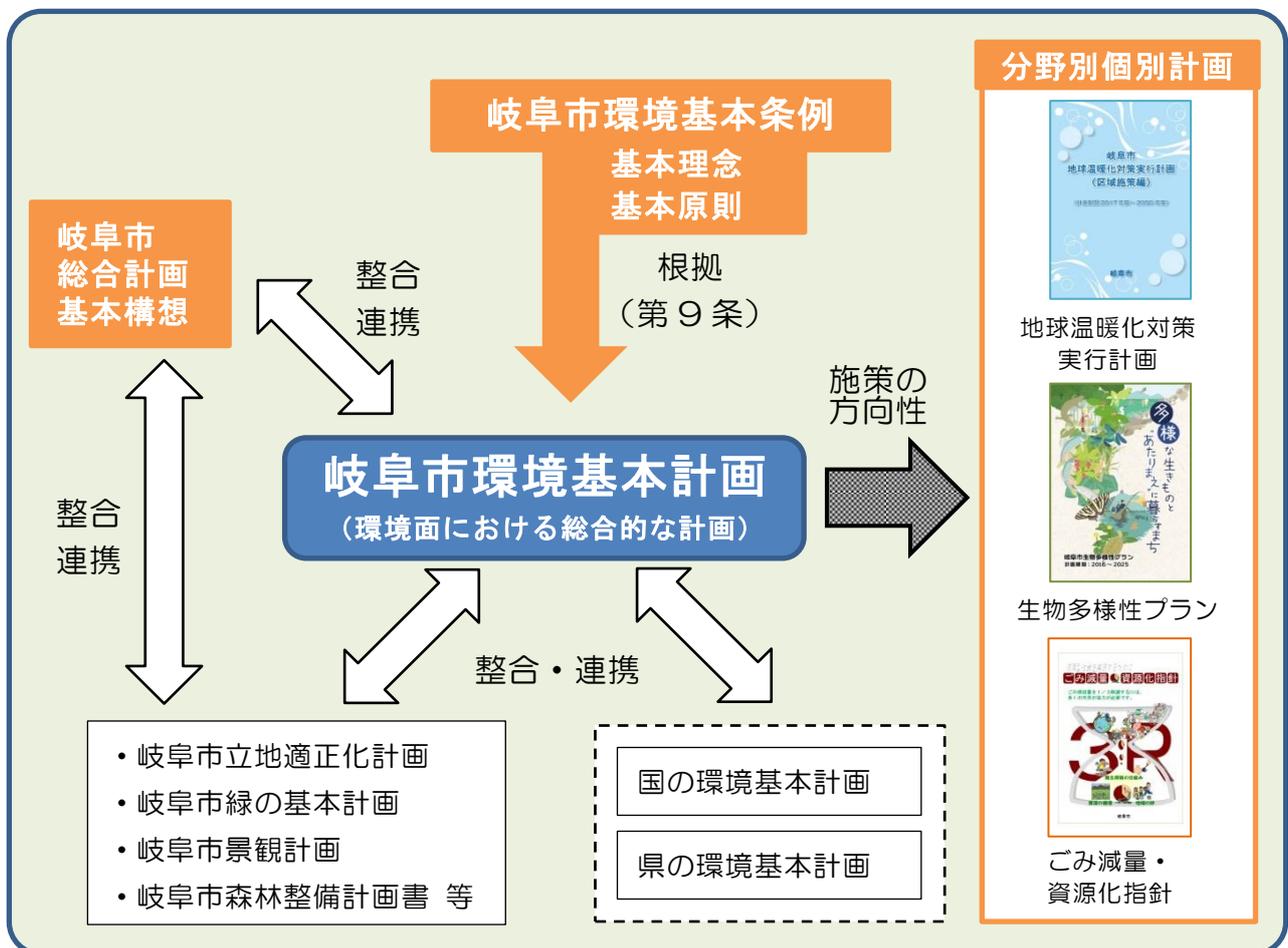


図1-2-1 環境基本計画の位置づけ

第3章 計画の考え方

第1節 目指すべき環境都市像

環境都市宣言及び環境基本条例の基本理念を踏まえ、本計画の目指すべき環境都市像を次のとおり設定します。

《岐阜市が目指すべき環境都市像》

環境と調和する、人にやさしい都市岐阜



写真 1-3-1 金華山から市北部を眺める

本計画の目指すべき環境都市像は、総合計画基本構想の将来都市像や関連計画の基本理念、将来像等と整合しています（表 1-3-1）。

表 1-3-1 総合計画基本構想の将来都市像等

岐阜市総合計画基本構想 「将来都市像②」	自然環境を損なうことなく、誰もが住みやすいと感じるような都市の利便性を実現しながら、自然環境そのものも保全して、世界と未来に向かって持続するような循環型社会を構築していくことによって、便利でありながら自然環境を損なわない、また自然環境そのものも充実した快適な都市を目指します。
岐阜市立地適正化計画 「都市づくり の基本理念」	豊かな自然と歴史に恵まれた環境の中で、快適でコンパクトな市街地が互いに連携し、健やかに住み続けられる活力あふれる県都
岐阜市緑の基本計画 「緑の将来像」	清流と深緑の山々に恵まれ緑とともに暮らす快適都市・岐阜
岐阜市景観計画 「基本理念」	美を愛で、美に和み、美に潤う岐阜のまち ～自然と都市を調和させ、歴史と未来をつなぐ景観を創り出す～
岐阜市森林整備計画書 「基本方針」	災害に強い森林づくり、地球温暖化防止に貢献する森林づくり

第2節 計画の基本目標

本市が目指すべき環境都市像「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を実現するために、5つの基本目標を設定します（図1-3-1）。

- 健康で安全、快適な【生活環境】が構築されていることを前提として、【地球環境】【自然環境】【循環型社会】の3つの分野別の基本目標が統合的に達成される環境都市を目指します。
- 【生活環境】【地球環境】【自然環境】【循環型社会】はそれぞれ相互に関連しています。【環境教育・市民運動】は、これら全てを包含するものであることから、最重点項目に位置付けます。

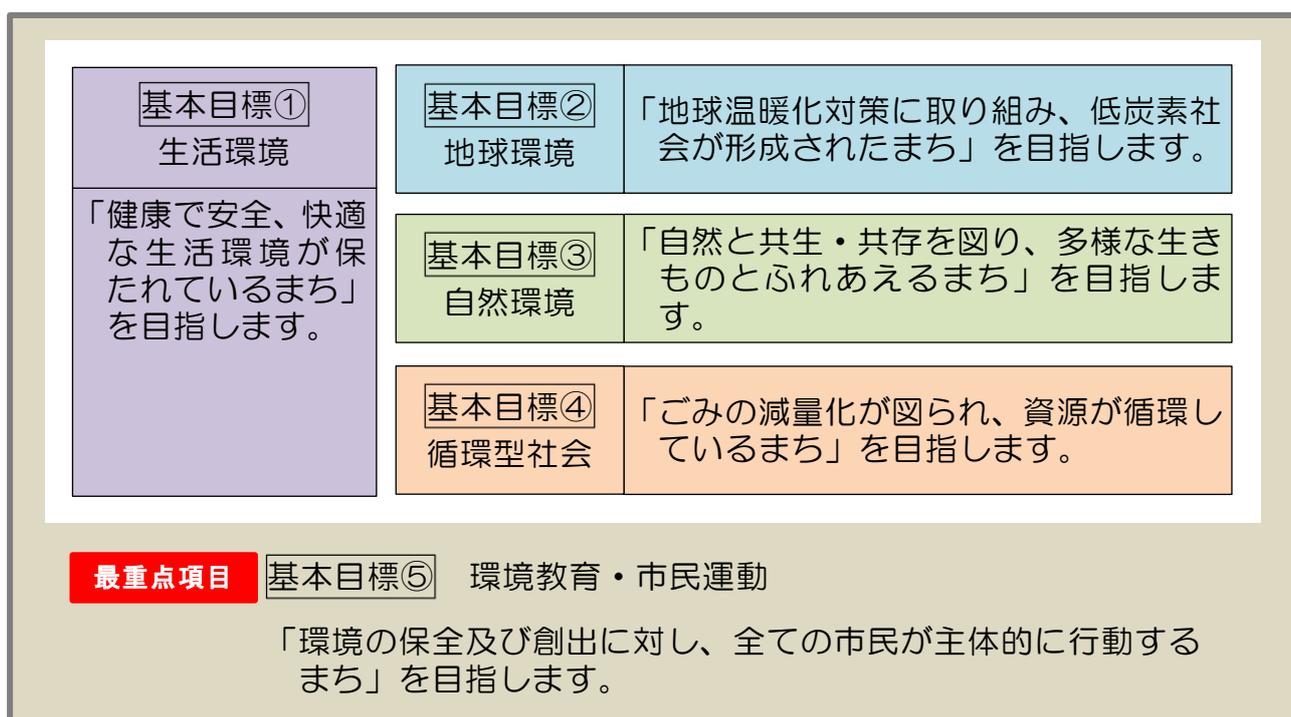
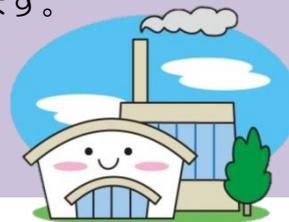


図1-3-1 基本目標の体系図

基本目標1 生活環境

「健康で安全、快適な生活環境が保たれているまち」を目指します。

- ☞ 公害の未然防止や拡大抑制に努め、大気や水、土壌などの環境を良好に保ち、健康で安全、快適に暮らせるまちを目指します。



基本目標2 地球環境

「地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会が形成されたまち」を目指します。

- ☞ 省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの利用などにより、無理なく温室効果ガス排出量を削減することで、化石燃料に過度に依存しない低炭素かつ持続可能で快適に暮らせるまちを目指します。



基本目標 3 自然環境

「自然と共生・共存を図り、多様な生きものとふれあえるまち」を目指します。

- ☞ 生物多様性を保全し、多様な生きものとのふれあいを大切にする、人と自然が共生するまちを目指します。



基本目標 4 循環型社会

「ごみの減量化が図られ、資源が循環しているまち」を目指します。

- ☞ ごみの発生抑制、資源の再使用、再生利用を積極的に進め、ごみの減量化が図られ、資源が循環したまちを目指します。



最重点項目 基本目標 5 環境教育・市民運動

「環境の保全及び創出に対し、全ての市民が主体的に行動するまち」を目指します。

- ☞ 本市の恵まれた環境を将来の世代に引き継ぐため、環境教育を充実し、環境意識を高めることで、全ての市民が自ら考え、主体的に行動するまちを目指します。



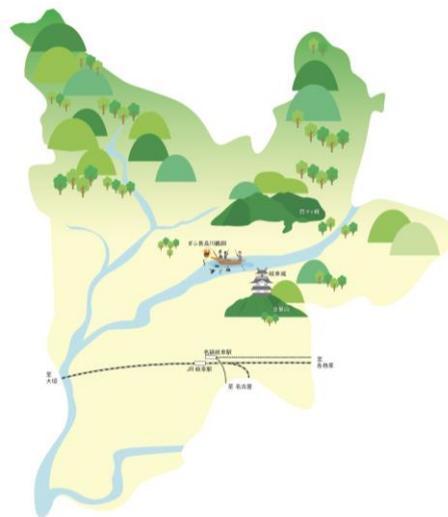
第 4 章 計画の期間

本計画の計画期間は、2018（平成 30）年度から 2022 年度までの 5 年間とします。ただし、環境や社会経済状況等に急激な変化が生じた場合は、必要に応じて計画の内容を見直すこととします。



第 5 章 計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、岐阜市全域とします。なお、市域の範囲を超えて広域的に取り組むべき課題が生じた場合は、国や県、関係市町と連携・協議し取り組みを進めます。



第6章 計画の担い手と役割

本計画の担い手は、「市民」「環境保全団体*」「事業者」及び「市（行政）」です。担い手は、環境基本条例に基づく役割や責務を踏まえ、協働により本計画に掲げる施策を推進します（表 1-6-1）。

*環境保全団体とは、環境の保全及び創出を図る活動を行う団体のことをいい、地域で清掃活動などを実施する自治会などを含みます。

表 1-6-1 計画の担い手と役割

	市民 事業者	協働	環境保全団体 市（行政）
市民の役割 (第8条)			<ol style="list-style-type: none"> 1 環境教育や意識の啓発を自ら進んで行き、他のものを行う環境教育に協力するよう努める。 2 循環型社会の形成に自ら努める。 3 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。
環境保全団体の役割 (第7条)			<ol style="list-style-type: none"> 1 より多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実に努める。 2 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。
事業者の役割 (第6条)			<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員に環境教育や意識の啓発を進んで行き、他のものを行う環境教育に協力するよう努める。 2 公害を防止する。 3 原材料等が廃棄物となることを抑制し、自ら適正に循環的な利用を行い、又は自らの責任において適正に処分する。 4 製造、販売等を行う事業者は、当該製品等が廃棄物となることを抑制し、適正に循環的な利用が行われることを促進し、製品等の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる。 5 基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める。
市（行政）の責務 (第5条)			<ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全及び創出を図るため、基本理念及び基本原則にのっとり、環境教育や意識の啓発、公害の防止、大気、水・土壌等を良好な状態に保持、野生生物の保護、森林、河川等の多様な自然環境の保全及び創出、人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出、環境の美化、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用、廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的に利用、地球環境の保全に関する施策を策定し実施する。 2 環境施策について分かりやすく説明し、意見を聴く機会を確保する。

第7章 施策体系

環境
都市像

基本目標

環境と調和する、人にやさしい都市岐阜

基本目標①
生活環境

「健康で安全、快適な生活環境が保たれているまち」を目指します。

基本目標② 地球環境

「地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会が形成されたまち」を目指します。

基本目標③ 自然環境

「自然と共生・共存を図り、多様な生きものとふれあえるまち」を目指します。

基本目標④ 循環型社会

「ごみの減量化が図られ、資源が循環しているまち」を目指します。

最重点項目

基本目標⑤ 環境教育・市民運動

「環境の保全及び創出に対し、全ての市民が主体的に行動するまち」を目指します。

図 1-7-1 施策体系

全ての市民が主体となった取り組みを推進

- ・環境行政の根幹である【生活環境】と、本市環境行政の3本柱である【地球環境】【自然環境】【循環型社会】を合わせた4つの基本目標を【環境教育・市民運動】が包含します。
- ・様々な環境問題に対し、全ての市民が主体的な行動を実践するため、【環境教育・市民運動】を最重点項目に位置付けます。

施策

個別施策

施策1「生活環境を快適にします」

- 1 大気環境の保全
- 2 水・土壌環境の保全
- 3 騒音・振動・悪臭の規制
- 4 環境美化の推進

重点 施策2「地球環境を保全します」

- 1 地球温暖化対策の推進

重点 施策3「生物多様性を保全します」

- 1 生物多様性の保全

重点 施策4「ごみを減量・資源化します」

- 1 廃棄物の対策

総合的施策

施策5「環境意識を高めます」

- 1 ひとづくり・まちづくりの推進
- 2 環境重点地区の設定

基本目標が適正に評価できる仕組みを構築

- ・「5つの基本目標」と対応する「5つの施策」を設定し、各施策を評価することで基本目標の進捗を適正に評価することができます。
- ・基本目標①から④に対応する「個別施策」と、これらを包含し基本目標⑤に対応する「総合的施策」を設定します。

「指標」と「目標値」を設定

- ・施策の目標達成の目安となる「指標」と「目標値」を設定します。
- ・施策の達成状況を把握し、「岐阜市環境白書」において毎年公表します。